

# 令和6年産みえの麦生産改善技術情報 第3報

## ○ 赤かび病が多発！赤かび病被害の防止対策を！！

- ・赤かび病の発生が過去10年で最多となっています。
- ・下記の対策を徹底し、赤かび病被害の防止に努めてください。

### 赤かび病被害防止対策

#### ① 収穫前ほ場での赤かび病発生状況の確認と仕分け管理

- ・赤かび病の多発ほ場は、被害粒が健全な麦に混入しないように『仕分け収穫および乾燥調製』を行ってください。倒伏が生じたほ場では、かび毒による汚染リスクが高まるため、特に注意が必要です。
- ※赤かび病の発生状況を把握するため、関係機関の職員がほ場に入らせていただくことがあります。ご了承ください。

#### ② 適期収穫

- ・刈遅れにより麦が雨に当たると、かび毒が産生されやすくなります。ほ場の排水溝を点検・修復するとともに、機械整備を早めに行い、晴れ間を逃さないように収穫してください。
- ・麦の穀粒水分が28%以下になったら速やかに収穫を開始してください。ただし、収穫時期に降雨が予想される場合は高水分収穫を検討してください。高水分収穫は、穀粒水分35%以下を目安とし、コンバインの扱胴回転数を下げたり、稲用に変速したりして選別不良や損傷粒の発生を防ぎましょう。また、品質を損なわないために、乾燥時の熱風温度は50℃程度とし、毎時の水分低下率を2%程度としてください。

#### ③ 収穫後の速やかな乾燥

- ・収穫から乾燥までの間にもかび毒は増殖します。収穫後は速やかに乾燥し、水分を低下させてください。

#### ④ 粒厚・比重選別の併用

- ・赤かび粒は健全粒と比べて粒厚が薄く、比重が軽くなる傾向があるため、可能な限り粒厚選別と比重選別を併用してください。また、流量を少なくし、徹底した選別をお願いします。



令和4年4月より、小麦のかび毒であるDON基準値が1.0mg/kgに引き下げとなりました。  
※食品衛生法により、基準値を超えた麦は食用として流通できません。

#### ⑤ 農業共済への被害申告書の提出をお願いします。

県内麦の赤かび病の発生が過去10年で最も多くなっております。

令和6年5月21日  
三重県産麦生産改善技術対策会議